



経営所得安定対策だより第7号です。  
今回は4月から受付が始まる固定払及び21年産収入減少補てんの交付申請に関するお知らせなどです。

## 目次

1. 麦・大豆から新規需要米に転換される方の固定払の申請について
2. 収入減少補てんの交付申請書の作成に関する留意点
3. 対策加入者の方々への重要なお知らせ



## 1. 麦・大豆から新規需要米 **(※)** に転換される方の固定払の申請について

- 戸別所得補償制度モデル対策の水田利活用自給力向上事業では、新規需要米を作付けした方に対し、生産コストと販売収入の差額の補てんとして、8万円/10aを助成することとしています。
- 一方、固定払も麦・大豆の生産コストと販売収入の差額の一部を補てんするものです。
- 麦・大豆から新規需要米へ作付転換し、8万円/10aの助成を受ける場合には、二重の補てんとならないよう、作付転換分の固定払を辞退することが必要です。

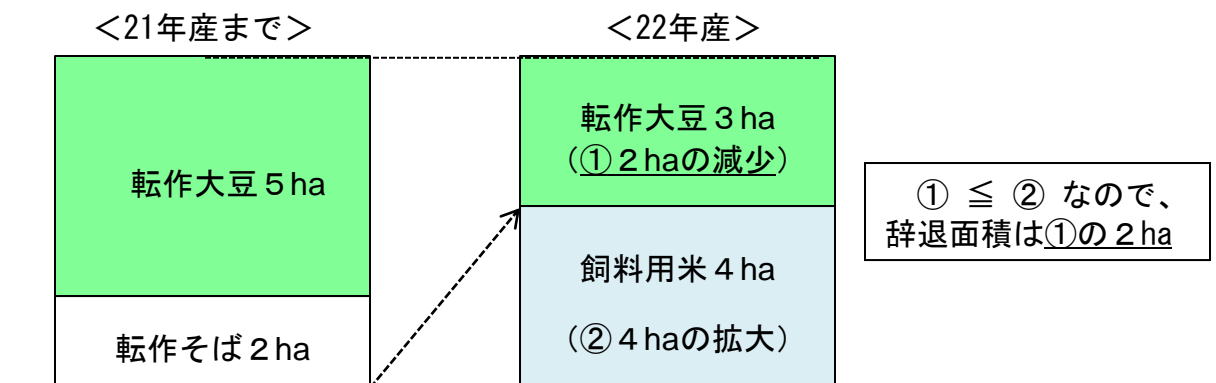
〔 なお、不作付を解消して新規需要米を作付けるなど、麦・大豆の作付面積が減らない場合は辞退の必要はありません。 〕

※ 水田利活用自給力向上事業の戦略作物のうち米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲を言います。

麦・大豆から新規需要米に作付転換し、水田利活用自給力向上事業の助成（8万円/10a）を受ける方は、固定払の交付申請時に「固定払交付辞退申告書」を提出してください。

- 固定払を辞退していただく面積は、
  - ① 21年産から22年産にかけての麦・大豆の作付の減少面積
  - ② 21年産から22年産にかけての新規需要米の作付拡大面積のいずれか小さい方の面積が基本となります。
- 固定払の交付申請を行う際には、申請書（様式第4号「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書）の期間平均生産面積の欄に、ご自分の保有する期間平均生産面積から、上記の面積を差し引いた面積を記載し、「固定払交付辞退申告書」を添付して提出してください。

【大豆から飼料用米への転換の例】



保有する期間平均生産面積が  
5 haの方ならば・・・



固定払の申請は  
 $5 \text{ ha} - \text{①の } 2 \text{ ha} = 3 \text{ ha}$   
で行ってください。

※ 過去の生産実績がない場合の支援策を受けている方、既に新規需要米生産に取り組んでいる方などは、計算方法が異なる場合がありますので、詳しくは、お近くの農政事務所、水田協議会にご確認ください。



**ご注意ください。**

- 固定払の申請期限は、従来どおり9月30日までです。
- 複数品目の期間平均生産面積を保有している場合、どの品目の期間平均生産面積を辞退するかは、申請者の任意です。
- 辞退を申出た後、新規需要米への転換面積が変わっても、原則として固定払の追加交付・返納手続きは行いません。
- 固定払を辞退しても保有する期間平均生産面積は減少しません。



### 3. 対策加入者の方々への重要なお知らせ

#### 平成22年産の加入申請について

受付期間は、

**平成22年4月1日 ~ 6月30日** です。

加入申請書（様式1号）に必要事項を記入し、必要書類を添えて受付窓口へ提出してください。地域によっては、農協等で出張受付を開催します。

戸別所得補償モデル対策の加入申請とは別に加入申請することが必要となりますのでご注意ください。

#### 平成22年産における申請時期及び交付時期

平成22年産の水田経営所得安定対策の交付申請及び交付時期は以下のとおりです。

	申請時期		交付時期
固定払	平成22年9月30日まで	→	交付申請から約4週間
成績払（麦類）	平成22年 秋 ※	→	交付申請から約4週間
成績払（大豆）	平成23年3月7日まで	→	23年3月中
収入減少補てん	平成23年4月30日まで	→	平成23年5月～6月

※麦の成績払については、麦、大豆まとめて、3月7日までに申請することができます。

申請時期になりましたら、農政局、地域課よりJA等を通じて連絡いたします。  
また、この「経営所得安定対策だより」でもお知らせします。  
東海農政局ホームページにも掲載しております。

東海農政局

検索

#### 【農政局または、お近くの地域課へお問い合わせください】

東海農政局生産経営流通部担い手育成課 TEL 052-223-4626  
名古屋市中区三の丸1-2-2

東海農政局消費・安全部地域第一課 TEL 052-763-4342  
名古屋市昭和区安田通4-8 尾張地域（一宮市、稲沢市を除く）、知多地域

東海農政局消費・安全部地域第二課 TEL 0532-45-8195  
豊橋市富本町国隠20-6 東三河地域

東海農政局消費・安全部地域第三課 TEL 0564-51-5131  
岡崎市美合町平端23-70 西三河地域

東海農政局消費・安全部地域第四課 TEL 0567-28-2197  
愛西市諏訪町郷浦64-3 海部地域、一宮市、稲沢市